

日曜論壇

湯澤典子

2024.2.25



里親の認定
登録を行
い、児童相
談所が子ど

里親と聞いて何を思い浮かべるだろうか。養子縁組や動物の引き取り手をイメージする人が多いのではないか。県内にはさまざまな事情により本来の家庭で暮らすことができない子どもが約650人いる(2023年3月末現在)。こうした子どもたちを保護者に代わり公的に育てる仕組みを社会的養護という。自らの家庭へ子どもを迎え入れ養育する里親は、乳児院や児童養護施設と並び、社会的養護の重要な担い手である。

もの委託を決定する。生活費や教育費、医療費などが公的に支給されることも、実はあまり知られていない。里親には、縁組するまでの養育を担う「養子縁組里親」以外にも、実親との親子関係はそのまま子どもを育てる「養育里親」という形態がある。養育期間は、家庭へ戻るまでの数カ月から、自立するまでの十数年など子どもの状況に応じて多様である。家庭のめくもりを感じながら安心して生活でき、特定の人との愛着関係の下で基本的信頼感を得られるのは、里親養育のメリットである。自

里親制度に正しい理解を

立後に困難に遭遇した時、実家のような役割を担ってくれる事もあり、子どもにとって心のよりどころである。本県では養育里親を親しみを込めて「とちのきフォスター」の愛称で呼んでいる。16年の児童福祉法改正で家庭養育優先原則が明記され

在。この数字から委託されている里親の人数だけを見ると、里親は十分いるではないか、と言われることもある。だが、現実には子どものニーズと里親の希望や養育環境等がマッチしないことがある。例えば、子どもが転校せずに現在の学校生活を継続する事

いうプライベートな場で公的な養育をする難しさを伴う。子育てを里親家庭のみで完結するのは困難だ。日々、悩み揺れながら子どもとの暮らしを営む里親家庭が、全てを背負うのではなく、地域社会とつながっていくことが大切だ。里親家庭が地域や学校で受け入れられ、安心して暮らせる社会であってほしい。全ての子どもに毎日変わらない「ただいま」「おかえり」がある暮らしを届けたい。今、この瞬間にも里親を必要としている子どもたちがいる。より多くの人に里親制度を正しく理解していただき、ぜひ、とちのきフォスターへ一歩踏み出してほしい。(栃木フォスターリングセンター 一長)

た。国が掲げた「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、本県においても県社会的養育推進計画が策定され、具体的な数値を掲げて里親等委託を推し進めている。本県の里親登録は366人、子どもを受託している里親は100人(23年3月末現